

平成17年(モ)第3015号 文書提出命令申立事件

申立人 シャムスリ外8396名

被申立人 国、国際協力銀行

意見書

2005年6月7日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 稲森幸一

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 小島延夫

弁護士 沙々木睦

弁護士 島村美樹

弁護士 古川美

弁護士 幸長裕美

記

第1	序論	2
1	日本国及びJBICの意見	2
2	原告らの反論	3
第2	本件各文書の取調の必要性	3
1	日本国主張への反論	3
2	JBIC主張への反論	4
(1)	湛水過程に関する文書について	4
ア	はじめに	4
イ	JBICによる承認(事実上の承認を含む)	4
ウ	JBICによる証拠隠し	5
エ	不作為の違法の根拠事実	6
オ	小結	6
(2)	SPL等に関する文書について	6
3	まとめ	7
第3	湛水再開過程に関する墨塗り部分について	7
1	日本国及びJBICの主張	7
2	引用文書(民事訴訟法220条1号)について	7
3	民事訴訟法220条4号	8
第4	本件大使館文書の公務秘密文書性	9
第5	湛水再開過程に関する、文書の不存在	9
第6	文書特定のための手続について	10
1	湛水再開過程に関する文書について	10
2	SPL等に関する文書の識別性	11
第7	インカメラ手続の必要性	12
第8	結論	12

第1 序論

1 日本国及びJBICの意見

日本国及びJBICは、原告らの2005年3月10日付文書提出命令申立書に対し、それぞれ平成17年4月28日付で意見書を提出している(以下それぞれの意見書を国

意見書、JBIC 意見書という)。その骨子は以下の通りである。

- (1) 原告らの主張は失当であるから、取調の必要がないこと (国意見書 4, 7 頁、JBIC 意見書 4, 5 頁)
- (2) 湛水再開過程の墨塗り部分は、引用文書に該当せず、提出義務がないこと (国意見書 5 頁、JBIC 意見書 6 ~ 8 頁)、仮に引用文書に該当しても証言拒絶権の趣旨が類推適用されること (JBIC 意見書 8, 9 頁)
- (3) 湛水再開過程に関する の文書 (「本件大使館文書」) は公務秘密文書であること (国意見書 5, 6 頁)
- (4) 湛水再開過程に関する ないし の文書は存在しないこと (国意見書 5 頁、JBIC 意見書 9, 10 頁)
- (5) SPL 等に関する 及び の文書は、文書を識別できる事項が明らかにされていないこと (国意見書 8, 9 頁、JBIC 意見書 10 ~ 12 頁、なお日本国は上記文書の一部は保有していないとしている)

2 原告らの反論

原告らは、本意見書において、日本国及び JBIC の上記意見にそれぞれ反論し、日本国及び JBIC は、湛水再開過程に関する文書及び SPL 等に関する文書の提出義務を負うことを明らかにする。

第 2 本件各文書の取調の必要性

1 日本国主張への反論

- (1) 日本国は、「そもそも湛水再開に関する具体的状況がどのようなものであっても、被告国が原告ら住民に対して国家賠償責任を負う余地はないから、これを明らかにする必要はない」とか (国意見書 5 頁)、原告らは SPL 等が日本政府及び JBIC が負う「非自発的移住に対する注意義務」を基礎づけると主張しているが、「そもそも被告国は、原告ら住民との関係で『非自発的移住に対する注意義務』を負担していないのであるから、これを基礎付ける事実を立証する必要は全くない」とか (国意見書 8 頁) と主張している。
- (2) しかし、本件のような事実行為に関して日本国が負う法的注意義務については、近時最高裁に支持された大阪高裁判例から明らかである通り (原告準備書面 (30) 7 頁以下)、組織法上の規定等から職務の性質や範囲等を検討したうえで、具体的な職務執行に際しての個別の諸事情を考慮すべきであり、具体的には、円借款供与に関する組織法上の規定から職務の性質や範囲などを検討し、具体的行為規範の手がかりを抽出すると共に、当該行為について存在する種々のマニュアル・ガイドライン等から具体的行為規範の手がかりを抽出し、それらから導かれる具体的行為規範に基づいて、

具体的な職務執行を行うことが求められていると言うべきであり、このようにして導き出された具体的行為規範に違反した職務執行は国賠法上違法である。

したがって、日本国は、湛水再開に関する具体的状況及び SPL 等を実行した際の具体的状況によっては、不法行為責任を負う。日本国の上記主張は判例にも反した全く独自の見解であり、明らかに失当である。

2 JBIC 主張への反論

(1) 湛水過程に関する文書について

ア はじめに

JBIC は、本件ダムの湛水開始ないし再開について一貫して抗議していたことから、JBIC が本件ダムの湛水について承認（事実上の承認を含む）をしたことがないことは明らかであり、原告らが湛水過程に関する書面で立証しようとしている事実は客観的事実と異なることが証拠上明らかであるから、湛水過程に関する書面を取り調べる必要はないと主張している。

イ JBIC による承認（事実上の承認を含む）

しかしながら、JBIC が主張するように、1997年3月から5月にかけて湛水開始及び再開について抗議していた事実があったとしても、そのことは直ちに本件ダムの湛水を JBIC が承認（事実上の承認を含む）した事実がないことを証明するものではない。

JBIC が、同年5月までは本件ダムの湛水開始及び再開に抗議していたとしてもそれ以降、本件ダムの湛水再開を承認（事実上の承認を含む）した可能性は十分に存在する。蓋し、本件では湛水再開に抗議したといっても、JBIC においてとった措置として明らかにされているものは、1997年5月7日にバベナスで行われた会議において、JBIC のジャカルタ首席駐在員等が「湛水を行う前に確保すべきことは、移転住民の生活を如何に確保するかという点である（4月17日付当方レターにつき再度言及）。これが確保されるまではスピルウェイのゲートは開放しておかねばならない。最近水位を上昇させている（76m）こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と言ったことのみであり（丁 B16, 2 頁）、その後どのような措置をとったのかは全く明らかにせず、7月末には本件ダムの水位が80mを超えていたと主張しているだけだからである（JBIC 第10準備書面16頁）。日本国に至っては、日本政府が、インドネシア側の本件ダム湛水再開に対していかなる措置をとったのか全く明らかにしていない。

また、1997年5月7日にバベナスで行われた会議では、最後にラメラ副長官が「移住先での生活が以前より向上することは『イ』の政策であるとし、東京 CGI 成功のためにも、本件の解決を図る必要がある旨言及」（丁 B16 号証2頁）したとされている。1997年の CGI（インドネシア支援国会合：Consultative Group for

Indonesia) は、同年7月16日及び17日に東京で開催された(甲 A85-1)。したがって、この東京での CGI に向けて、本件ダムの湛水再開及びその前提となる移転住民の生活を確保する方策について、日本政府及び JBIC とインドネシア政府との間で協議が行われたはずである。

さらに、この CGI では、日本政府は、支援国グループが拠出を決めた53億ドル(当時の為替レートで約6100億円)の資金援助の約3分の1にあたる2137億円を拠出することを表明した(甲 A85-2)。日本政府のこの表明に当たり、上記協議を踏まえ、本件ダムの湛水再開について日本政府とインドネシア政府との間で何らかの合意がなされたはずである。JBIC もこれに関連して、本件ダムの湛水再開について承認(事実上の承認を含む)したはずである。

JBIC は、湛水再開を JBIC が承認(事実上の承認を含む)したという原告らの主張を誤った憶測であるとしているが、原告らの主張が誤っているかどうかは、原告らが提出を求めている本件ダムの湛水に関する事項が記載された文書が開示されて初めて明らかとなるのである。

ウ JBIC による証拠隠し

既に2004年9月15日付の文書提出命令に関する意見書第4(同書面 22 頁以下)において詳論した通り、JBIC は、本件で度々証拠隠しを行っており、湛水再開過程についても JBIC の主張を直ちに信用することは到底できない。

すなわち、JBIC は、本件 SAPS 調査によって、現地住民らの被害状況を詳細に知っていたにもかかわらず、本件訴訟答弁書では、「強制立退の事実はない」、「移住により、『住民の伝統的生活・文化が完全に破壊され、住民の生存・生活は危殆に瀕している』という事実は不知」(平成15年7月3日付 JBIC 答弁書5頁)、移転住民に対しては、「インドネシア共和国政府が同国の法律に基づき保証を行い、移転対象地の整備も実施し、住民の同意を得た上で移転を行っている」(同13頁)、対象が保護区に移転させられたかどうかは不知(同22頁下から2行目及び1行目)とかといった事実と反する答弁していた。また、丁 B7 号証(佐藤調査団報告)についても、JBIC の同意権に関わる事項が記載されたところを、実質的に秘密とすべき理由はないにもかかわらず、墨塗りをして証拠として出してきた。さらに、第三者による客観的調査であり本来公開されて良いはずの米倉報告及びアングラス大社会経済的影響報告(甲 B39, 40)についても、日本国及び JBIC は、原告側で入手できなければ隠し通すつもりだったのである。

これらに加えて、今回、原告らが提出を求めている湛水再開過程に関する文書についても、存在する文書をないと言ってごまかそうとしている。すなわち、JBIC は、2005年4月28日の進行協議期日で湛水再開に関する文書は既に提出したもの以外には存在しないと回答した(同期日経過表参照)。しかしながら、これは

事実と反する。丁 B16 (2 頁) には、「(4 月 17 日付当方レター につき再度言及)」とされており、湛水再開過程に関連して、JBIC がインドネシア側に宛てて発した 1997 年 4 月 17 日付レターが存することが明白である。このレターは本件訴訟に提出されていない。

以上より、JBIC が新たに提出した丁 B15, 16 号証及び JBIC 第 10 準備書面の主張だけから、JBIC が湛水再開を承認 (事実上の承認を含む) した事実はないという JBIC の主張を信用することはできない。特に事実上の承の有無認は、具体的事実経緯を踏まえて判断されるべきであるところ、JBIC が自らに都合の良い判断をしている可能性が高いのであり、真実を明らかにする必要性は極めて高い。

エ 不作為の違法の根拠事実

仮に JBIC が、本件ダムの湛水について、1997 年 5 月 7 日のバペナスでの会合以降何らの所為もしなかったとすれば、当該不作為は違法である。

詳細は、原告ら準備書面 (33) で主張するが、本件の経緯を踏まえれば、JBIC は、本件ダムの湛水を再開させない作為義務を負っていた。したがって、上記会合で、現地住民の生活が「確保されるまではスピルウェイのゲートは開放しておかねばならない。最近水位を上昇させている (76 m) こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と言った (丁 B16, 2 頁) だけで、その後何らの対応もとらなかったとすれば、この不作為は、上記作為義務に違反する行為であり違法である。

したがって、この不作為状況を明らかにするためにも、原告らが提出を求めている本件ダムの湛水過程に関する文書が提出される必要がある。

オ 小結

以上より、湛水再開過程に関する文書は、本件訴訟で提出した以外に存しないとか、本件ダムの湛水を JBIC が承認 (事実上の承認を含む) した事実はないという、JBIC の回答・主張は到底信用できず、原告らが主張する JBIC の責任の有無を判断するために、本件ダムが湛水された客観的事実関係を明らかにさせることが不可欠であり、JBIC 及び日本国が所持する文書を提出させる必要がある。

(2) SPL 等に関する文書について

JBIC は、そもそも「非自発的移住に対する注意義務」を負担しておらず、また SPL 等が JBIC の「非自発的移住に対する注意義務」を基礎付ける事情となるのが全く不明であるとして、原告らの主張は主張自体失当であるとしている。

しかしながら、本件当時、非自発的移住を伴う開発プロジェクトへの援助については、JBIC 自身が策定したものも含めて様々なガイドラインが整備されていた。したがって、本件 L/A を締結し、コンサルタント契約及び本体工事契約に対し同意を行い (JBIC 第 5 準備書面 15 頁) 融資を実行し、湛水開始・再開に応答するにあたって、一定の行為規範に服していたことは明らかである。そして、その行為規範は、被

侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、被害者側の関与の有無、程度並びに損害の程度等の諸般の事情を総合的に判断して認定される。

この総合考慮の要素となる諸事情の1つとして、JBIC が、本件プロジェクトによる住民移転にも、直接に円借款（1991年度から1993年度にかけて約22億円のSPL及び1998年の地方インフラ整備事業（ ）の約600万円）を供与し、その実行可能性調査（F/S）、詳細設計（D/D）等を行い、住民移転手続・作業に関与したことは、JBIC が原告住民らの人権侵害行為に直接関与したことを示す事実として重要である。

したがって、SPL等に関し原告らが提出を求めている文書を取り調べる必要性が極めて高いことは明白であり、JBICの意見は失当である。

3 まとめ

以上より、原告らが2005年3月10日付文書提出命令申立書で提出を求めている湛水再開過程に関する ないし の文書、及び SPL等に関する 及び の文書を取り調べる必要性が高いことは明白であり、これを否定する日本国及び JBIC の意見はいずれも失当である。

第3 湛水再開過程に関する墨塗り部分について

1 日本国及び JBIC の主張

日本国及び JBIC は、原告らが引用文書であるとして提出を求めた下記文書（以下本件墨塗り部分という）について、いずれも引用文書に該当しないので提出義務はないと主張している（国意見書5頁、JBIC意見書6～8頁）。

下記乙号証の各墨塗り部分

乙 B24 2枚目及び3枚目に存する墨塗り部分。

乙 B25 2枚目において、「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分、及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分。

丁 B9号証2枚目3行目から8行目にかけての墨塗り部分。

また、JBIC は、仮に引用文書に該当しても証言拒絶権の趣旨が類推適用されるとしている（JBIC意見書8,9頁）。

そこで、これらの日本国及び JBIC の意見に反論する。

2 引用文書（民事訴訟法220条1号）について

(1) 日本国及び JBIC の主張は、「文書の一部を書証として提出した場合、その残部を引用したとはいえないから、当該文書の残部は、引用文書にあたらぬ」（日本国）「非開示部分が開示されなければ、文書提出者の立証趣旨に対し反証ができないという性質のものではない以上、引用文書であることを理由とする文書提出義務は認めら

れない」ところ、原告らは JBIC が当該文書を引用して主張した事実をは別個の事実を立証しようとするものであり、墨塗り部分の開示を求めることはできない (JBIC) というものである。

しかしながら、本件墨塗り部分に記載された内容は、本件ダム湛水中止を求める理由を記載したもの (乙 B24, 25) 及び本件ダム湛水開始の前提である移転住民への補償費支払、生計手段確保等に関する報告を求める根拠を記載したもの (丁 B9) と認められる。何を根拠に湛水中止や報告を求めたかは、中止の申入れや報告提出の申入れの真実性の判断に密接に関連しており、別個の事実関係ではない。

特に、日本国及び JBIC は、次項で述べるように丁 B7 号証について、実質的に秘密とする理由がないにもかかわらず、本件訴訟進行上不利であるというだけの理由から墨塗りをして証拠として出すという不当な証拠隠しを行っており、日本国及び JBIC の主張の真実性を明らかにするためには、一部を墨塗りして提出することは許されるべきでなく、自ら引用した文書について当該書証の全部が提出されるべきである。

(2) JBIC は、仮に引用文書に該当しても証言拒絶権の趣旨が類推適用されるとしている。

しかしながら、既に 2004 年 9 月 15 日付の文書提出命令に関する意見書第 4 (同書面 12 頁) において詳論した通り、現行民事訴訟法は、同法 220 条 1 号から 3 号までと同条 4 号とは区別しており、4 号は申立要件を加重し、イン・カメラ手続を規定している。よって、1 号から 3 号までの文書について、あえて 4 号の除外規定を類推適用し、提出義務の範囲に絞りをかけることには合理的な理由はなく、4 号の「前 3 号に掲げる場合のほか」という文言からして、4 号が定める除外規定は 1 号から 3 号までの文書以外の文書に限って適用されると解する方が規定に則している (小室直人等編「別冊法学セミナー基本法コンメンタール新民事訴訟法 2」212 頁参照)。

よって、引用文書に該当する文書については、証言拒絶権の類推適用はないと解すべきである。

3 民事訴訟法 220 条 4 号

仮に、本件墨塗り部分が引用文書にあたらないとしても、日本国及び JBIC は、民事訴訟法 220 条 4 号に基づいて提出義務を負うので、同条項を提出義務の根拠として追加主張する。

この点については、公務秘密文書及び職業の秘密該当性が問題となる。

しかしながら、本件墨塗り部分の記載内容は、原告らが主張しているように本件ダムの湛水中止や湛水の前提として移転住民への補償費の支払、生計手段の確保に関する報告を求める根拠として 3 条件ないしその履行確保規定を援用しているものと認められ、その記載は、日本国及び JBIC が、丁 B7 号証 6 頁 5 行目から 7 行目において墨塗りした部分に記載された程度であると認められる。すなわち、同号証は、本体工事契約につ

いて同意するかどうかを判断するために現地調査に赴いた佐藤調査団の報告書であるが、そこで墨塗りされた部分は、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が1年遅れとなること」などが強調されたのに対し、括弧内に「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨応答」と記載されている（甲 B18-025, 6 枚目）。この記載内容は、情報公開手続で公開されたことから明らかである通り、実質的に秘密とすべき理由はない。本件墨塗り部分もこれと同等のものであり、公務員の職業上の秘密や職業の秘密に該当する事由はないと認められる。

なお、JBIC は、引用文書に証言拒絶権が類推適用されるべきであると主張する中で、本件墨塗り部分について、「その内容を具体的に明らかにすることはできないものの、湛水 文書墨塗り部分が開示されると、被告 JBIC とインドネシア共和国政府間の信頼関係が毀損されるおそれがあるばかりか、被告 JBIC は他の借入国政府との関係においてその信用を喪失するおそれがあり」と主張している。しかしながら、JBIC が主張するおそれは、丁 B7 号証の上記墨塗り部分について明らかである通り、情報公開手続で公開できる程度の秘密に過ぎないと認められる。また、JBIC は、その秘密性について何ら具体的な主張をしておらず、そのことは本件墨塗り部分には実質的に秘密とすべき内容がないことを示すものである。

以上より、本件墨塗り部分については、民事訴訟法 220 条 4 号が定める除外事由に該当する事由は認められず、日本国及び JBIC は本件墨塗り部分の提出義務を負う。

第 4 本件大使館文書の公務秘密文書性

- 1 日本国は、本件大使館文書（1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書）は公務秘密文書である（国意見書 5, 6 頁）と主張し、その提出義務を争っている。

しかしながら、日本国は、本件大使館文書と同様の文書（甲 B18, 乙 B24 ~ 26）を情報公開手続で公開したり、自ら証拠として提出したりしながら、本件大使館文書だけが公務秘密文書に該当する理由については、「その他の電報を書証として提出したことは上記の結論を左右しない」とするだけで全く明らかにしていない。

- 2 日本国が本件大使館文書について、具体的に秘密としなければならない事情を明らかにしないのは、本件大使館文書の記載内容が既に日本国自身が明らかにしている文書（甲 B18, 乙 B24 ~ 26）と同等のもので特に秘密としなければならない事情がないことを明らかにしているものである。

したがって、日本国の主張は明らかに失当であり、日本国は提出義務を免れない。

第 5 湛水再開過程に関する 、 文書の不存在

- 1 JBIC は、原告らが湛水再開過程について提出を求めている 及び の文書（1997年3月12日以降の、本件ダム湛水に関する事項が記載された、JBIC 本部とジャカルタ事務所との間、及び JBIC とインドネシア政府機関との間の文書）について、原告らが提出を求めている文書は、本件ダムの湛水再開について JBIC が承認ないし事実上承認したことを推測させる文書であると限定し、しかもその文書に該当するかどうかを JBIC が判断して、そのような文書は存在しないとしている（JBIC 意見書 10 頁）。
- 2 しかしながら、原告らは、「本件ダムの湛水再開について JBIC が承認ないし事実上承認したことを推測させる文書」という限定した趣旨の文書提出を求めているものではない。原告らが求めている文書は、1997年3月12日以降において、本件ダム湛水に関する事項が記載された、JBIC 本部とジャカルタ事務所との間、及び JBIC とインドネシア政府機関との間の文書である。

特に事実上の承認は、具体的事実経緯を踏まえて判断されるものであり、その存否については、具体的事実経緯を踏まえて原告が主張し、最終的には JBIC の反論を踏まえて裁判所が判断するものである。JBIC が勝手に判断してよいものではない。

よって、JBIC は、原告が提出を求める文書を勝手に限定せず、湛水再開過程に関する 及び の文書を提出すべきである。

- 3 なお、既に指摘したが、JBIC は、2005年4月28日の進行協議期日において湛水再開に関する文書は既に提出したもの以外には存在しないと回答したが、これは事実と反する。

丁 B16（2 頁）には、「（4月17日付当方レター につき再度言及）」とされており、湛水再開過程に関連して JBIC がインドネシア側に宛てて発した1997年4月17日付レターが存することが明白である。JBIC はこのレターを提出すべきである。

第6 文書特定のための手続について

1 湛水再開過程に関する文書について

- (1) 日本国及び JBIC とも、湛水再開過程について提出を求めている文書については、いずれも、原告らの申立書の記載で特定が足りるとし、文書特定手続を利用する必要はないとしている（国意見書 6, 7 頁、JBIC 意見書 10 頁）。

しかしながら、JBIC が、実際は本件で提出している以外にも湛水再開過程に関する文書を所持しながら、進行協議期日でそのような文書はないと回答したことに端的に示されているように、上記意見は、実際は所持する文書を隠蔽するための方便であると認められる。

したがって、御庁においては、被告らに対し、被告らが所持する文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求められたい。

(2) なお、湛水再開過程に関する文書の特定手続については、日本国は原告らの主張自体が失当であること、JBIC は原告らが提出を求めている湛水再開過程に関する 及び の文書を所有していないことをそれぞれ主張している。

しかしながら、これらの日本国及び JBIC の主張が失当であることは、本書面第 2、1 項、及び第 5 で述べた通りであり、特定手続をとる要件は満たされている。

2 SPL 等に関する文書の識別性

(1) 日本国及び JBIC は、SPL 等に関する文書については、湛水再開過程に関する文書とは全く反対に、文書を識別できる事項すら明らかにされていないと主張している(国意見書 9 頁、JBIC 意見書 11, 12 頁)。

(2) 原告らが提出を求めている文書は、いずれも本件プロジェクトの住民移転過程に供与された ODA に関する文書である。

その内、SPL に関する文書は、2004 年 5 月 12 日の参議院行政監視委員会での国会答弁において、1991 年度から 1993 年度の 3 年度間に供与された SPL から、合計約 22 億円が本件プロジェクトの住民対策に使われたことが明らかにされており、この本件プロジェクトの住民対策に使われた SPL に関し、次の文書の提出を求めるものである。

a 上記 SPL の使途・明細に関する報告書

b 上記 SPL に関し、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC (OECF) 本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC (OECF) とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書

また、上記国会答弁では、1998 年 1 月に JBIC が「地方インフラ整備 ()」を承諾しており、その資金から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備費用が支出されていることが明らかにされている。この本件プロジェクト移転対象地域の諸施設整備のために使われた資金に関し、次の文書の提出を求めるものである。

c 上記資金の使途・明細に関する報告書

d 上記資金に関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、JBIC (OECF) 本部と同ジャカルタ事務所との間、及び JBIC (OECF) とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書

以上 a から d の文書の特定は、湛水再開過程に関する文書において、摘示したものと同等の内容を摘示している。湛水再開過程については、これで特定として十分であり、特定手続をとる必要もないとしているのである。したがって、原告らが提出を求める、上記 SPL に関する文書及び「地方インフラ整備 ()」に関する文書の特定

手続をとるために必要な「文書を識別できる事項」としては上記の記載で十分であることは明白である。

なお、JBIC は、終期が特定されていないことを問題としているので、上記bの終期については、1998年12月31日まで（湛水が完全に終了し商業運転を開始したことが明らかな時期）、上記dの終期については、1999年12月31日まで（遅くともこれまでは諸施設の建設とその報告が終了していると思われる時期）と限定する。

- (3) 以上より、原告らが SPL 等について提出を求める文書について、特定手続をとるために必要な「文書を識別できる事項」は明らかにされているので、御庁においては、被告らに対し、上記文書について、被告らが所持する文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求められたい。

第7 インカメラ手続の必要性

日本国及び JBIC は、湛水再開過程に関する文書について、民事訴訟法220条4号の除外文書に該当することを主張している。

原告らは、提出を求めている文書は除外文書に該当しないと思料しているが、この点を確認するため、御庁のおかれては、同法223条6項が定めるイン・カメラ手続をとることを求める。

第8 結論

以上より、日本国及び JBIC の主張はいずれも失当であることが明らかである。

御庁におかれては、湛水再開過程に関する原告ら申立書記載、及び の文書、SPL 等に関する原告ら申立書記載、及び の文書について、特定手続をとり、日本国及び JBIC が所持する文書の表示及び趣旨を明らかにされるとともに、本件の事実経緯を解明するため、原告らが提出を求めている文書の提出を日本国及び JBIC に命ずるよう求める。

以 上